

助成制度一覧

豊かな自然と悠久の歴史、伝統、文化が色濃く残る島根県。島根県及び県内の自治体等では、ツアーや教育旅行、MICE等による誘客促進を図るため、様々な助成制度や支援サービスをご用意しております。是非、ご活用ください。

※予算に達し次第、終了しますので、ご了承ください。

※各助成制度の詳細は要綱等をご確認ください。

ツアー・合宿・教育旅行等対象

島根県全域

貸切バス旅行商品造成・販売支援補助金

島根県に宿泊する団体旅行の貸切バス代の一部を助成

申請対象者 旅行会社

対象期間

上期: 令和7年6月1日出発
～令和7年7月31日帰着分
令和7年9月1日出発
～令和7年9月30日帰着分

下期: 令和7年12月1日出発
～令和8年2月28日帰着分

問 (公社)島根県観光連盟
TEL 0852-21-3990 FAX 0852-22-5580
E-mail: e-ikuta@shimakanren.or.jp

助成条件

- 島根県外を出発し、島根県内に1泊以上し、島根県内の観光施設等を行程に3カ所以上含めること
- 乗務員及び添乗員を除き、バス1台当たりの乗車人数が15名(石見地域または隠岐地域に宿泊する場合は9名)以上であること
- 宿泊証明書、観光施設等への立寄証明書、利用したバスの台数と経費を証明する書類を提出できること
- 島根県、出雲、萩・石見、隠岐の各空港や木次線の利用促進協議会が実施する他の補助金等を受けていないこと
- 学校行事として実施する旅行、会議や研修を目的とした旅行、宗教活動や政治活動を目的とした旅行でないこと
- 補助対象となる旅行の実施日から30日前までに申請書類を提出すること

助成額

補助金申請時のバスの利用見込台数に対する実績報告時のバスの利用実績台数の割合に応じて算出した額
(上限: 上期1,000千円、下期2,000千円)

利用実績台数÷利用見込台数が、5割以上の場合はバス1台あたり50千円、5割未満の場合はバス1台あたり25千円

旅行会社下見・仕入支援助成金

旅行商品の造成を前提に下見や仕入に島根県を訪れる場合の費用の一部を助成

申請対象者 旅行会社

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

問 (公社)島根県観光連盟
TEL 0852-21-3990 FAX 0852-22-5580
E-mail: n-watanabe@shimakanren.or.jp

助成条件

- 島根県内に宿泊する募集型および受注型旅行商品を造成するための下見や仕入れであり、募集型は1年以内に販売、受注型は1年以内に提案する予定であること
- 下見や仕入に島根県観光連盟または地元市町村の観光協会等が原則随行するとともに意見交換を行うこと
- 訪問経験のない島根県の観光地または島根県観光連盟が指定する観光地の下見や仕入を2カ所以上を行うこと
- 当該年度内に本制度による助成を受けておらず、島根県観光連盟の他の補助金等との重複がないこと
- 島根県、出雲、萩・石見、隠岐の各空港や木次線の利用促進協議会が実施する他の補助金等を受けていないこと
- 教育旅行の下見・仕入れでないこと

助成額

以下の対象経費について、100千円を上限に実費から消費税等を除いた額の2分の1(訪問先に隠岐を含む場合は3分の2)を助成

- 飛行機代、JR代、レンタカー代などの交通費
- 島根県内の宿泊費(1名1泊あたり15,000円上限)
- 島根県内の昼食代(1名1回あたり1,500円上限)
- 島根県内の施設入場料、駐車場代、ガイド料などの諸経費

旅行会社研修旅行助成金

旅行会社が社員を対象とした研修旅行で島根県を訪れる場合の経費の一部を助成

申請対象者 旅行会社

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

問 (公社)島根県観光連盟
TEL 0852-21-3990 FAX 0852-22-5580
E-mail: n-watanabe@shimakanren.or.jp

助成条件

- 島根県への旅行を販売促進のための社員教育を目的とした研修旅行で、成果として島根県の宿泊者数の増加に寄与すると認められるもの
- 島根県内に宿泊するとともに、立ち寄り施設等の3分の2以上が島根県内であること
- 島根県外の旅行会社に勤務し、仕入・企画造成・営業・販売等の旅行業務に従事する社員が原則として10名以上参加すること。ただし、一部島根県内に勤務する社員が含まれることは認める
- 地元から要望があった場合、参加者にプレゼンテーションを行う時間を設けることができること
- 当該年度内に本制度による助成を受けておらず、島根県観光連盟の他の補助金等との重複がないこと
- 島根県、出雲、萩・石見、隠岐の各空港や木次線の利用促進協議会が実施する他の補助金等を受けていないこと

助成額

以下の対象経費について、300千円を上限に実費から消費税等を除いた額の2分の1を助成

- 飛行機代、JR代、貸切バス代などの交通費
- 島根県内の宿泊費(1名1泊あたり15,000円上限)
- 島根県内の昼食代(1名1回あたり1,500円上限)
- 島根県内の施設入場料、駐車場代、ガイド料

萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金

萩・石見空港便(航空路)を利用する旅行に対する助成

申請対象者 旅行会社

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

問 萩・石見空港利用拡大促進協議会

TEL 0856-23-0990

E-mail: airport@iwami.or.jp

助成条件

- 萩・石見空港便を片道1区間以上利用する団体向けの募集型企画旅行もしくは受注型企画旅行であること
- 中国地区5県以外を出発地とするもの
- 1団体の予定構成人数が10名以上であること(添乗員も人数に含む)
- 協議会が行う他の補助金または助成金を受けていないこと

助成額

萩・石見空港便利用1席につき2,000円
(往復利用の場合は1名につき4,000円)
※無償搭乗等は助成対象外

MICE団体「おもてなし」キャンペーン

企業が報奨旅行や招待旅行等で来県する場合に「おもてなし」を実施

申請対象者 旅行会社

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

問 (公社)島根県観光連盟

TEL 0852-21-3990 FAX 0852-22-5580

E-mail: e-ikuta@shimakanren.or.jp

助成条件

- 島根県外から10名以上で来県し、島根県内で1泊以上する企業による「I」に該当する旅行等
- ※観光や親睦のみを目的とする社員旅行等は対象外

助成額

人数に応じて、以下の「おもてなし」を提供

- 「しまねっこ」によるお出迎え
※スケジュールの都合によりお受けできない場合あり
- 縁結び箸や御朱印帳など記念品のプレゼント

島根県修学旅行助成金

島根県へ修学旅行で来県する場合、旅行経費の一部を助成

申請対象者 旅行会社

対象期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日

問 (公社)島根県観光連盟

TEL 0852-21-3990 FAX 0852-22-5580

E-mail: e-ikuta@shimakanren.or.jp

助成条件

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が実施する修学旅行であること
- 島根県内で1泊以上宿泊すること
- 島根県内で観光施設等への入場または体験メニューを1つ以上実施すること
(青少年教育施設等での宿泊研修の場合は、島根県内で観光施設等への入場または体験メニューを3つ以上実施すること)
- 島根県または島根県観光連盟から別途、補助を受けていないこと

助成額

以下の貸切バス助成と旅行者数助成の合計額とし、1校あたり80万円を上限に助成

- 貸切バス助成
利用するバス会社に応じて、以下の金額を助成
・島根県外のバス会社の場合は
バス1台あたり5万円(上限20万円)
・島根県内のバス会社の場合は
バス1台あたり10万円(上限40万円)
- 旅行者数助成
島根県内で2泊以上する場合、
宿泊する地域に応じて、以下の金額を助成
・出雲地方で宿泊する場合は
1名あたり1,000円(上限20万円)
・石見地方または隠岐地方で宿泊する場合は
1名あたり2,000円(上限40万円)

島根県外国人観光客送客促進支援補助金

外国人による団体旅行の貸切バス代の一部を補助

申請対象者 旅行会社

対象期間

第1期: 令和7年4月1日

～令和7年9月30日

第2期: 令和7年12月1日

～令和8年3月31日

※宿泊日ベース

問 島根県観光振興課

TEL 0852-22-6298 FAX 0852-22-5580

E-mail: kanko-inbound@pref.shimane.lg.jp

助成条件

- 台湾、香港、中国、韓国、東南アジア及び欧米豪からの訪日旅行であること
- 島根県内の移動に貸切バスを使用すること
- 島根県内の宿泊施設で1泊以上宿泊すること
- 貸切バス1台につき、旅行参加者のうち日本国籍を有しない者が9名以上であること

助成額

貸切バス1台あたり5万円
※1社あたりの上限あり

松江市合宿補助金

松江市内で実施される大学等の合宿に対する補助

申請対象者 実施団体

申請時期

合宿開催年度の4月1日から(毎年)

URL: <https://www.matsue-cvb.jp/>

問 松江コンベンションビューロー(一財)くびきメッセ
TEL 0852-32-1903 FAX 0852-22-9219
E-mail: messe@sx.miracle.ne.jp

助成条件

- 島根県、鳥取県以外の大学、短期大学、専門学校等の学生のサークル等の合宿、研修等であること
- 松江市内の施設で実施されること
- 松江市内の宿泊施設に宿泊する延べ宿泊人数が30人以上であること

助成額

松江市内に宿泊する延べ宿泊人数に応じて、以下の金額を補助

- 中国地方の場合
 - ・30人～40人:4万円
 - ・41人～99人:延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額
 - ・100人以上:10万円
- その他の地域
 - ・30人～60人:6万円
 - ・61人～99人:延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額
 - ・100人以上:10万円

雲南市神楽助成

雲南市で貸切神楽観賞をする場合に経費を助成

申請対象者 旅行会社、バス会社

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

問 (一社)雲南市観光協会
TEL 0854-47-7878 FAX 0854-47-7879
E-mail: u-kankou@unnan.or.jp

助成条件

- 募集型旅行の場合はパンフレットまたは自社ホームページに掲載、手配旅行の場合はお客様に提示した日程表を示すこと
- 雲南市内の有料観光施設、宿泊施設、食事施設、または雲南市観光ガイドを利用すること
- 雲南市内にて神楽観賞をすること
- 人数は8名以上であること

助成額

お客様(事業者様)の負担額なしで鑑賞可能(一演目)
※会場により入場料
又は会場費が別途必要
※1事業者あたり最大2回まで利用可

石見神楽出張上演

石見地域の宿泊施設等での出張上演にかかる経費を助成

申請対象者 旅行会社、実施団体

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

問 (公社)島根県観光連盟 石見事務所
TEL 0855-29-5647 FAX 0855-22-5306
E-mail: iwami@shimakanren.or.jp

助成条件

- 石見地域内の宿泊施設に9名以上の団体で宿泊すること

助成額

宴会等で石見神楽の上演を3万円で鑑賞可能(通常7万円以上)
※上演時間1時間、1～2演目

浜田市合宿等誘致事業補助金

浜田市内でスポーツや文化活動での合宿や体験教育旅行を行う場合に宿泊費の一部を補助

申請対象者 旅行代理店、実施団体

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

問 浜田市観光交流課
TEL 0855-25-9530 FAX 0855-23-4040
E-mail: kankou@city.hamada.lg.jp

助成条件

- 浜田市内で合宿または体験教育旅行を行う延べ宿泊数が10名以上の団体であること
※合宿とは共同で宿泊施設に宿泊し、スポーツ活動または文化活動の練習もしくは研修を行うこと
※体験教育旅行とは学校が企画する体験教育プログラムに基づく宿泊を伴う旅行を行うこと

助成額

1人1泊あたり1,000円
※過去に本補助金を利用した団体、本補助金を利用した団体からの紹介を受けた団体、旅行代理店を介して本事業を利用する団体は1名1泊あたり1,500円を補助

美郷町宿泊滞在事業補助金

学術調査、研究、技術開発及び技術提供、体験教育旅行、研修、インターン等のための滞在宿泊費、公共交通料金及びレンタカー代の補助 ※原則いずれも美郷町内で活動を行い、美郷町内の宿泊施設を利用すること

申請対象者 実施団体

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

問 活気あふれる町づくり課
TEL 0855-75-1212 FAX 0855-75-0255
E-mail: teijyu@town.misato.shimane.jp

補助対象者

- ① 学術研究等で滞在する大学生等(大学院生を含む)
- ② 5人以上で滞在する、カヌー団体、バリ文化伝統芸能団体
- ③ 5人以上で滞在する、町内で開催されるイベントに参加する団体
※インターハイ、国体は除く

助成額

- 宿泊費の1/2、賃貸物件は家賃の1/2(上限あり)
 - ・対象者①: 上限4,000円/1人1泊(泊数上限なし)
 - ・対象者②: 上限2,000円/1人1泊(上限20万円/団体)
 - ・対象者③: 上限2,000円/1人1泊(上限10万円/団体)
- 対象者のうち大学生の公共交通料金(片道分) 上限1万円/人
- 対象者のうち大学生団体のレンタカー費用1/2(上限1.5万円/団体)
- 対象者のうち大学生にみさと。Payポイント付与(3日目から500ポイント)

「とって隠岐の旅滞在促進助成事業」補助金

隠岐での宿泊を伴う航空機を利用した旅行に対する補助

申請対象者 旅行会社

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月25日

問 隠岐空港利用促進協議会

TEL 08512-2-8575

FAX 08512-2-3302

E-mail:

kankou@town.

okinoshima.shimane.jp

助成条件

- 隠岐諸島での宿泊を伴う航空路と体験・着地型旅行商品がセットになった旅行であること(3泊以上する場合は体験・着地型旅行商品がセットになっていなくても可)
- 補助対象の旅行の販売に際し、「とって隠岐の旅滞在促進助成事業」であることを明らかにすること
- 補助額を旅行代金から差し引いて販売すること

助成額

運航種別	路線	催行時期	ツアー種別	助成額(片道)	助成額(往復)
定期便	隠岐一 出雲・大阪	4月～7月、9月～11月	通常団体	3,000円	6,000円
		4月～7月、9月～2月	お一人さま	4,000円	8,000円
		4月～3月	長期滞在	5,000円	10,000円
		12月～2月(冬季・松葉ガニ)	通常団体	3,900円	7,800円
	隠岐一 大阪	8月	通常団体	4,000円	8,000円
		8月	お一人さま	4,500円	9,000円
チャーター便	隠岐一各空港	4月～3月	通常団体	5,400円	10,800円

※助成額は一人あたりの金額です。 ※冬季ツアー(松葉ガニを取り扱う商品)分は、「隠岐一
出雲・大阪」の通常団体の料金を適用し、さらに片道あたり900円を上乗せする。 ※旅行者
送客手数料として、旅行者1人につき1,000円を乗じた額を別途助成する。

コンベンション対象

島根県全域

島根県学会・コンベンション開催支援事業補助金

島根県内で開催される学会やコンベンションの開催費を補助

申請対象者 コンベンション主催者

申請時期 コンベンション開催年度の
4月1日から(毎年)

URL: <https://www.matsue-cvb.jp/>

問 松江コンベンションビューロー

(一財)くにびきメッセ

TEL 0852-32-1903

FAX 0852-22-9219

E-mail:

messe@sx.miracle.ne.jp

助成条件

- 学会は、科学者により構成された学術研究の向上発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術研究の発表、討議等を行うため開催するもの
- その他のコンベンションの国内大会は、県西部・隠岐地域で開催されるもので(島根県以外の2県を含む規模以上のもの)、大会、会議、集会その他これらに類するもの
- 「国際学会」、「国際大会」は日本を含む2国以上から外国人が相当数参加するもの
- 島根県内で2年連続して開催されていないもの
- 政治的又は宗教的活動を目的とするもの及び興行又は営利を目的とするものではないこと
- 延べ宿泊者数は、島根県外から来られた方が対象
- 県東部(松江市、出雲市、安来市、雲南市、仁多郡及び飯石郡の区域) 県西部・隠岐地域(浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡及び隠岐郡の区域)

助成額

島根県外からの参加者の延べ宿泊者数に応じて
下記の額を補助

- 学会の場合
 - ・地方学会：10万円～150万円
 - ・全国学会：20万円～300万円
 - ・国際学会：宿泊者数1人あたり5,000円を乗じた額(上限700万円)
- その他コンベンションの場合
 - ・国内大会：10万円～150万円
(県西部・隠岐地域で開催のもの)
 - ・国際大会：宿泊者数1人あたり2,500円を乗じた額(上限350万円)(県内全地域対象)

松江市

松江市コンベンション開催支援事業補助金

松江市内で開催されるコンベンション及びスポーツ大会の開催費を補助

申請対象者 コンベンション主催者・
スポーツ大会主催者

申請時期 コンベンション開催年度の
4月1日から(毎年)

URL: <https://www.matsue-cvb.jp/>

問 松江コンベンションビューロー

(一財)くにびきメッセ

TEL 0852-32-1903

FAX 0852-22-9219

E-mail: messe@sx.miracle.ne.jp

助成条件

- 松江市内で開催される中国地区以上の規模の学会、会議、大会等であること(スポーツ大会の場合は西日本地区以上)
- 松江市内の宿泊施設に宿泊する延べ宿泊者数が50人以上であるもの(スポーツ大会の場合は延べ宿泊者数が300人以上)
- 毎年開催されるもの、営利目的のもの、展示会・見本市・宗教及び政治に関する目的以外で開催するもの

助成額

松江市外からの参加者の延べ宿泊者数に応じて
下記の額を補助

- 学会、会議、大会等の場合
 - ・中国地区：6万円～60万円
 - ・西日本地区：8万円～80万円
 - ・全国大会：10万円～100万円
- スポーツ大会の場合
 - ・西日本地区：16万円～80万円
 - ・全国大会：20万円～100万円
- 国際大会の場合
 - ・全国大会の金額に、外国人参加者1人あたり5,000円を乗じた額(上限300万円)(要10人以上)

益田市

益田市コンベンション開催支援補助金

益田市内の施設で開催される大会、会議、集会、学会、研究会を対象とした補助(スポーツ大会は除く)

申請対象者 コンベンション主催者

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

問 益田市産業経済部 観光交流課

TEL 0856-31-0331

FAX 0856-23-4655

E-mail:

kouryu@city.masuda.lg.jp

助成条件

- 益田市内の施設で開催されるもの
- 中国地区以上の規模を対象としたもの
- 益田市内に宿泊する延べ宿泊人数が30人以上であること
- 興行、営利、宗教活動、政治活動を目的としたものではないこと
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること
- 主催者が国又は地方公共団体でないこと
- 益田市から他の補助金等の助成を受けていないこと

助成額

益田市内に宿泊した延べ
宿泊者数に1,000円を乗じた額(上限20万円)
また、コンベンション参加者が
萩・石見空港～羽田空港線を
5名以上で利用した場合
または萩・石見空港～伊丹空港線を
2名以上で利用した場合は、
利用席数に応じて1席あたり3,000円を助成